

八戸市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 指定既存集落 大規模な既存の集落であって市街化区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にあるもの</u>うち、市長が指定するものをいう。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第3条 市長は、次条に定める基準に基づき開発行為等の許可をしようとする場合においては、次の各号のいずれにも該当すると認められるときでなければ、開発行為等の許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開発行為等に係る土地の区域 <u>(指定既存集落を除く。)</u> に次に掲げる土地の区域を含まないこと。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(4) 開発行為等に係る土地の区域 (指定既存集落に限る。) に令第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。ただし、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策を講ずる場合は、この限りでない。</u></p> <p>第4条 法第34条第12号及び令第36条第1項第3号ハの規定により、開発区域又は建築物等の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する開発行為等とする。</p> <p>(1) 農家等の子等が分家する場合の住宅に係る開発行為等で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 既存集落 自然的条件及び社会的条件に照らし独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であって、相当数の建築物が連たんしているもの</u>をいう。</p> <p><u>(5) 指定既存集落 大規模な既存集落であって市街化区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落</u>のうち、市長が指定するものをいう。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第3条 市長は、次条に定める基準に基づき開発行為等の許可をしようとする場合においては、次の各号のいずれにも該当すると認められるときでなければ、開発行為等の許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開発行為等に係る土地の区域に次に掲げる土地の区域を含まないこと。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>第4条 法第34条第12号及び令第36条第1項第3号ハの規定により、開発区域又は建築物等の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する開発行為等とする。</p> <p>(1) 農家等の子等が分家する場合の住宅に係る開発行為等で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>申請地は、既存集落内にあること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>申請地の周辺の市街化調整区域に生活の本拠を有している者が建築する自己用住宅に係る開発行為等で、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p>ア <u>申請者は、当該市街化調整区域に通算10年以上生活の本拠を有している者であること。</u></p> <p>イ <u>申請地は、当該市街化調整区域のうち建築物の建ち並びのある地域にあること。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害危険区域等に存する建築物等の移転に係る開発行為等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）<u>第24条第1項に規定する関連事業計画</u>に基づく移転であること。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>既存集落において建築する自己用住宅に係る開発行為等で、申請者が次のいずれかに該当する者であるもの</u></p> <p>ア <u>当該既存集落に生活の本拠を有し、法以前から申請地を所有している者</u></p> <p>イ <u>当該既存集落に原則として10年以上生活の本拠を有している者</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害危険区域等に存する建築物等の移転に係る開発行為等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）<u>第24条第3項の規定による協議を経た関連事業計画</u>に基づく移転であること。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>